

## 平成19年度の特定再資源化預託金等の出えんについて

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人はその管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を情報管理センターの実施する情報管理業務及び指定再資源化機関の実施する離島対策支援事業等に要する費用に出えんできるとなっている。

## (1) 情報管理業務に対する出えん

情報管理センターたる(財)自動車リサイクル促進センター情報管理部が実施する情報管理業務については、平成16年度からの8年間累計収支で約20.3億円の不足が見込まれるため、この不足額については、不足状況を見極めつつ、平成18年度から平成23年度の6年間に段階的に特定再資源化預託金等を出えんすることが昨年1月開催の第12回資金管理業務諮問委員会で審議・承認されている。平成18年5月に情報管理センターに対して350,000千円を出えんしているが、平成19年度分として110,000千円の出えん要請を受けている。(情報管理センターにおける平成19年度の収支状況見込みは資料4-5参照)。

出えん金の原資となる特定再資源化預託金等は1月末時点で1,356,195千円となっているため、平成19年度は110,000千円を出えんすることを、経済産業・環境大臣に対して承認申請したい。

## (2) 離島対策支援事業等に対する出えん

昨年12月の第17回資金管理業務諮問委員会において、平成19年度離島対策等支援事業資金出えん計画が審議・承認されており、支援費(予備費を含む)は238,019千円となっている。また、この事業を行うための事務費用が103,909千円必要と見込まれることから、指定再資源化機関たる(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部では合計341,928千円が必要となる。

しかし、この必要額は平成17年度及び平成18年度の出えん金の残余があるため、平成19年度はこれを離島対策支援事業等の費用に充て、出えんは行わないことにする。

以上